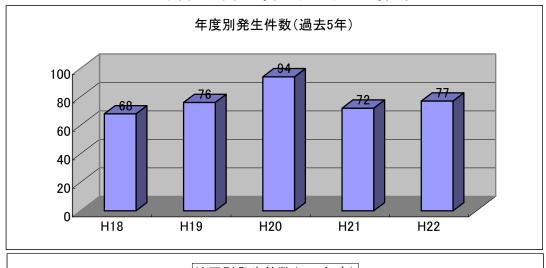
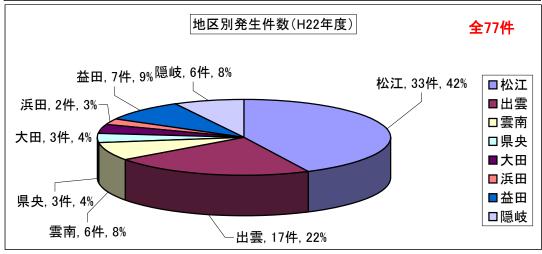
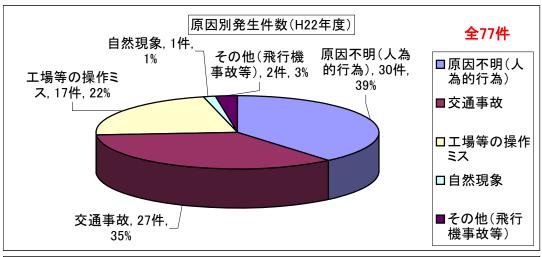
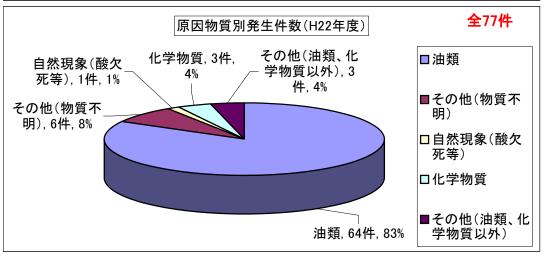
平成22年度の水質汚濁事故発生状況(島根県内)







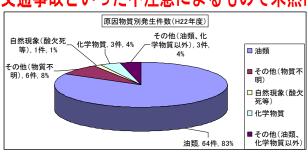


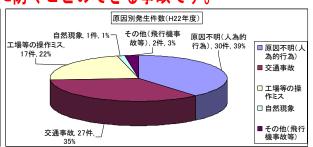
数値は発生件数を表す 地区別発生件数は各県土整備事務所の管内別 発生件数は島根県河川課で把握している件数



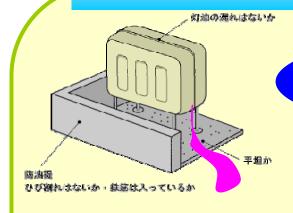
▽水質汚濁事故を防止 大切な水を守りましょう~

平成22年度の水質汚濁事故発生件数は77件。そのうち、およそ半数が施設の老朽化や取扱ミス、交通事故といった不注意によるもので未然に防ぐことのできる事故です。



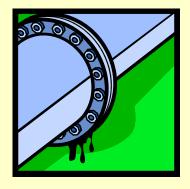


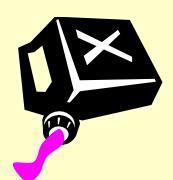
こんな事はありませんか?気をつけて下さい!!!



腐食して穴が空いてはいませんか? 防油堤等を設置し、油が流出し ないようにしましょう。

配管施設等老朽化していませんか? 日常の点検を実施し、不良箇所 は修理しておきましょう。





ポリタンクの蓋はきちんと閉まって いますか?給油ポンプのスイッチが 入ったままになっていませんか? 給油の途中でその場から離れな いようにしましょう。



配管を傷つけてはいませんか? 配管(埋設管)等の位置は 事前に確認しましょう。

スピードを出しすぎてはいませんか? 安全運転を心がけましょう。冬期 は道路が凍結していることがあり ます。スピードの出しすぎに注意 しましょう。





水質汚濁事故を起こした場合

河川における水質汚濁事故の原因者は、自らが生起させた水 質汚濁事故の結果に対して責任を生じます。また、公平の原 則から水質汚濁事故の処理に要した費用について河川法第 67条の規定により原因者に請求することがあります。

冬期には灯油の使用頻度の増加や車両等のスリップによる交通事故の 増加が想定されます。H22年度の冬期(12月~3月)に発生した 水質汚濁事故の内、約半数(18件中8件)が灯油給油時等の不注意や 交通事故によるものとなっています。



もしも...





そんなときは...

「 **市町村役場**、または**お近くの県土整備事務所(局)**まで連絡をお願いします。早期発見、 早期対応が被害の拡大を防ぎます。

島根県水質汚濁防止連絡協議会 〒690-0887 松江市殿町8番地

県水濁協事務局:島根県土木部河川課防災グループ **25** 0 8 5 2 - 2 2 - 5 5 2 9

島根県水質汚濁防止連絡協議会(水濁協)とは?

▶島根県管理河川の水質汚濁対策に関して、水質保全対策の推進、緊急時の情報連絡、水質監視体制等について、 各1級水系水質汚濁防止連絡協議会と連携し、県内における水質汚濁対策の確立及び強化に努め、各関係機関相 互の調整を図ることを目的とし、設置された機関です。